

施策の展開

基本理念

ともに生き、支えあうまち

基本目標

誰もが互いに尊重しあい、孤立することなく、自分らしく安心して暮らせる地域をみんなで作る

基本的方向

1

多様性を認めあい、社会とつながる環境づくりの推進

2

地域の課題に気づき、解決を図る地域力の強化

3

多機関の協働による、相談を受けとめ寄り添い続ける支援の推進

施策の方向

共生の意識を高める取り組みの推進

ニーズに合った多様な居場所づくり

就労や住まいの確保の支援の推進

誰もが暮らしやすい生活環境の整備

地域福祉活動への参加と人材育成の促進

地域のさまざまな主体による活動の充実・強化

多様な主体のつながりによる地域づくりの推進

災害に備える地域づくり

日頃の見守り活動の促進

身近な相談機能の充実

複合的な課題にチームで対応するための仕組みづくり

多様化するニーズに対応する福祉サービスの充実

基本的方向 1

☞ 関連事業は 56～60 号

多様性を認めあい、社会とつながる環境づくりの推進



<考え方>

- 人はそれぞれ多様な価値観や背景を持っています。こうした多様性をみんなが理解する機会や場づくりを進め、お互いを認めあう社会を醸成していくことが必要です。
- 何らかの事情により地域や社会とのつながりが弱まってしまった方が、そのつながりを結び直したり、または新たなつながりをつくったりできるよう、安心できる居場所づくりや住民相互の交流を促進していくことが必要です。
- 年齢や性別、障害の有無、国籍の違い等にかかわらず、誰もが必要な情報を得られ、誰にとっても利用しやすい生活環境を整備する取り組みを進めることが必要です。

施策の方向

(1) 共生の意識を高める取り組みの推進

■現状や課題

- ・地域や人との関わりの機会が減り、また、地域の日頃の交流に対する市民の意識の低下がみられる。
- ・障害や認知症などが誰にでも起こりうることと知る機会が必要。
- ・子どもの頃から高齢者や障害のある方と交流する機会や、当事者から話を聞く機会を設けることなどにより、多様性についての正しい理解を進めることが大切。

■方向性

- 一人ひとりが互いに尊重しあい、社会と関わりながら生きていく意識を育む取り組みを推進します。

(主な取り組み)

- ★地域福祉活動やボランティア活動に関する広報・啓発や活動参加の機会を通じ、幅広い市民に対する地域福祉への理解促進に取り組みます。
- ・障害や認知症、国籍、性別、多様な性のあり方、罪を犯したこと等を理由とした差別や偏見をなくし、正しい理解を深めるための広報・啓発を進めます。
- ・子どもの頃からの人権教育や福祉教育、防災教育を推進します。

★は重点的な取り組み（以下、「重点」）

(2) ニーズに合った多様な居場所づくり

■現状や課題

- ・年齢や性別、障害の有無等により、支える側と支えられる側を固定することなく、誰もが何らかの役割を持てる場所や機会が必要。
- ・気軽に参加しやすい雰囲気づくりが必要。
- ・公共施設に加え、法人の地域交流スペースなど地域資源を有効活用する取り組みが必要。



■方向性

○本人や世帯の状態やニーズに応じた、多様な形の居場所づくりを推進します。

(主な取り組み)

- ・子どもや子育て家庭の地域の居場所づくりの充実を図ります。
- ・障害や認知症、性的少数者、不登校やひきこもり、依存症など、何らかの事情を抱えた方本人やその家族が悩み等を共有したり、当事者同士で交流したりすることができる場づくりを進めます。
- ・生活困窮世帯の子どもへの学習支援や居場所の提供、保護者の相談支援等を行います。
- ・子どもから高齢者までの幅広い世代、多様な方が参加、交流できるサロン・サークル活動の充実を図ります。

(3) 就労や住まいの確保の支援の推進

■現状や課題

- ・少子高齢化や核家族化の進展により、一人暮らし高齢者や親亡き後の障害のある方の住まいの問題が顕在化し、また、外国人やドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」という。）被害者、刑務所等から出所した人など、住まいの確保が困難な方への支援の必要性が高まっている。
- ・制度の狭間への対応が必要。



■方向性

○さまざまな事情で就労や住まいの確保に課題を抱える方に対し、多様な分野の取り組みと連携した支援の充実を図ります。

(主な取り組み)

- ・失業や家庭の問題等により住まいを失った方や失うおそれのある方に対し、一時的な

- 住まいの提供や家賃補助を行いながら、新たな住まいの確保等に向けた支援を行います。
- ・ 経済的に困窮した方等への就労機会の提供や就労支援を行います。
 - ・ 障害のある方へ、生きがいや働きがいのある生活のための就労支援や、安心した暮らしのための居住支援の取り組みを進めます。
 - ・ 住宅確保要配慮者居住支援法人や不動産団体など関係者と相互に協力した居住支援体制を構築し、年齢や所得、障害の有無等により住まいの確保に課題を抱える方の民間賃貸住宅への円滑な入居を進めます。
 - ・ 住宅に困窮する世帯の居住の安定を図るため、市営住宅による入居支援を行い、民間賃貸住宅と連携した重層的かつ柔軟な住宅セーフティネット機能の構築を目指します。

(4) 誰もが暮らしやすい生活環境の整備

■現状や課題

- ・ 障害の特性により、限られた伝達方法だけでは情報が届きにくい方がいることを考慮する必要がある。
- ・ 外国人にも適切に情報を伝えるため、多言語による情報発信等を進める必要がある。
- ・ バリアフリーやユニバーサルデザインを推進する必要がある。



■方向性

○誰にとっても利用しやすい施設や交通環境の整備を推進するとともに、情報アクセシビリティの向上を図ります。

(主な取り組み)

- ・ 交通施設や建築物等のバリアフリー化を進めるとともに、バリアフリーに関する普及・啓発活動に取り組みます。
- ・ 必要な情報が届くよう、障害の特性に応じた情報保障の取り組みを進めるとともに、外国人への多言語での情報提供等の充実を図ります。

基本的方向 2

地域の課題に気づき、解決を図る地域力の強化

関連事業は 61 ~ 67 号



<考え方>

- 地域によってその成り立ちや文化、住民の年代や世帯構成の傾向、有している資源は異なります。多様な人々が地域の一員として安心して生活していくためには、身近な日々の暮らしの場である地域の強みや魅力、抱える課題に住民自身が気づき、その強みを活かして課題の解決を図るための取り組みを進める必要があります。
- 地域課題を解決するためには、特定の担い手に頼るのではなく、誰もが主体的に地域社会と関わりを持ち、ともに地域をつくっていくことが必要です。
- これまでに積み重ねてきた取り組みや関係性を活かし、多様な地域の担い手が連携・協働し、分野を超えてつながりながら地域づくりを進めていくことが必要です。日常生活の中で培われた住民同士の支えあいの力は、災害時にも力を発揮します。

施策の方向

(1) 地域福祉活動への参加と人材育成の促進

■現状や課題

- ・地域で活動する方の高齢化や担い手不足が進んでいるため、新たな担い手の育成や、若い世代が参加しやすい環境や仕組みづくり、多様な媒体による情報発信が必要。
- ・共働き世帯の増加や定年延長などにより、地域活動と関わりがある人が少なくなっている。将来の担い手となりうる方とのつながりを持ち、必要な時に協力をお願いできる土台づくりを進めるとともに、参加する方の負担を減らし、参加しやすくする工夫が必要。
- ・育成した担い手が活躍できる場づくりや活動参加の促進が必要。
- ・地域のさまざまな取り組みや好事例の共有により、支えあい活動の参加への機運を高めることが必要。



■方向性

- 地域福祉活動に対する市民の関心を高め、理解や参加を促進するとともに、地域活動をする方や団体の意欲を高めるため、地域福祉活動に関する広報の充実や活動事例の共有を図ります。
- 新たな担い手の育成や活動者のスキルアップのため、各種講座等により人材育成を進めます。

(主な取り組み)

- ・ 市民や地域活動をする方が地域の福祉活動等に関する情報を入手しやすいよう、広報紙やホームページ等さまざまな媒体や方法による地域情報の発信を進めます。
- ・ 地域活動やボランティア活動等の事例の発表の場や、活動者間で課題を共有する場づくりを進めます。
- ・ 幅広い地域福祉活動やボランティア活動に参加し、体験し、学ぶことができる機会を設けることで、地域づくりをはじめ、介護予防、認知症対策、市民後見、子育て支援、地域防災などさまざまな分野で活躍する担い手の育成を進めます。

(2) 地域のさまざまな主体による活動の充実・強化**■現状や課題**

- ・ 地域活動のリーダーやコーディネーターの高齢化や担い手不足が進んでいるため、組織の運営や活動の継続が難しくなっている。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、これまで地域において行われてきた対面による住民同士の交流や見守り活動が難しくなったり、差別や偏見により心の距離が生じたりと、地域のつながりに大きな影響が出ている。

**■方向性**

- 地域のさまざまな団体等による多様な支えあい活動の活性化を図るため、活動への支援充実を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための行動の制約や住民の意識の変化を踏まえ、これまでの取り組みに加え、新しい形の活動を進めていくための支援を行います。

(主な取り組み)

- ★地区社会福祉協議会が実施する「小地域福祉ネットワーク活動」について、各地域での取り組みが進むよう、CSW が中心となり地域の実情に合わせた活動支援を進めます。
- ★民生委員児童委員活動の広報・啓発を強化し、活動に対する地域住民への理解浸透を図るとともに、人材確保に向けた取り組みを進めます。また各種研修や情報提供等により、活動支援を進めます。
- ・ 一人暮らし高齢者等への支援団体や子育て支援団体、町内会、老人クラブ、自主グループやボランティア団体等、地域のさまざまな支援団体の活動の継続に向け、活動費の助成等による支援を行います。
- ・ 地域団体が新たな取り組みを行えるよう、適切な支援方法を検討していきます。

★は重点



小地域福祉ネットワーク活動について

小地域福祉ネットワーク活動は、市内104地区（令和3年3月現在）すべての地区社会福祉協議会で実施されている、住みよい地域づくりや身近な地域での課題解決を行おうとする取り組みです。

[主な活動内容]

- ・ 安否確認活動（訪問、声かけ、電気の消点灯や新聞受けの確認などのさりげない見守り）
- ・ 日常生活支援活動（ごみ出し、買い物、草取り、通院付き添い、雪かきなど）
- ・ サロン活動（地域の高齢者、子育て中の方、障害のある方などの交流や仲間づくりの場）
- ・ 連絡調整会議、調査、福祉マップづくり、研修、広報活動など



▲太白地区のサロン
「ふれあいサロンいこい」

こうした活動を通じて地域主体の支えあい活動の充実が図られており、住民が安心して暮らせる地域づくりにつながっています。

～地域の大切なつながりを切らさないために～



▲作成したリーフレット

市社会福祉協議会では、コロナ禍の地域福祉活動の再開・展開に向け、活動上の感染症予防についてわかりやすくまとめたリーフレットを発行しました（令和2年10月）。

コロナ禍においても各地域の活動者の方々が感染症予防をしながら工夫して取り組んでいる活動事例をホームページ等で紹介すること等により、つながりを切らさないための活動の継続を支援しています。

(3) 多様な主体のつながりによる地域づくりの推進

■現状や課題

- ・ 世代を超えて多くの住民や団体が主体的に活動に参加し、工夫しながら地域課題解決に向けて取り組んでいるところがある一方、さまざまな事情により活動を広く展開できずにいる地域もあるなど、地域活動の地域差が広がっている。
- ・ 地域の多様な主体間で地域の強みや魅力、課題を共有し、それぞれの役割を活かしながら連携・協働し、地域の課題解決に向け、一緒に考え行動していく必要がある。
- ・ 団体間をつなぐためのコーディネート機能が重要。



■方向性

- 福祉分野とまちづくりに関する分野が一体となった取り組みを推進していきます。
- 地域のコーディネーターによる、住民主体の地域課題の解決に向けた活動のサポートや、地域のネットワークづくりを進めていきます。

(主な取り組み)

- ★ CSW による住民主体の地域福祉活動への支援の充実のため、事例検討や情報共有等により CSW のスキルアップを図るとともに、体制のあり方の検討を進めます。
- ・ 地域課題解決に多様な主体の力を活かし、協働して取り組んでいくための仕組みづくりや事業を一層進めていきます。
- ・ 学校や企業、事業者等、地域のさまざまな主体と地域団体等が日頃から顔の見える関係をつくり、団体間のつながりを充実させながら、地域が一体となった取り組みを進めていきます。
- ・ CSW や生活支援コーディネーター、市民センター等による、地域団体同士をコーディネートする機能や活動支援等の充実を図ります。

★は重点

(4) 災害に備える地域づくり

■現状や課題

- ・災害時の支援体制づくりの取り組みが進んでいない地域の状況把握や普及啓発が必要。
- ・平常時における取り組みが災害時に活かされることを意識することが必要。
- ・災害ボランティアや専門ボランティア、地域防災リーダーや自主防災組織等の担い手育成が必要。



■方向性

○災害時要援護者の支援体制づくりや円滑な避難所運営の確保、地域における防災・減災の取り組みへの支援を推進するとともに、日頃の地域の支えあい活動から災害時の地域の支援体制づくりにつながるよう、多様な主体と連携した取り組みを進めていきます。

(主な取り組み)

- ★災害時における要援護者の支援体制づくりを一層普及させていくため、地域への周知啓発や地域の実情に応じた支援を進めていきます。
- ・地域防災リーダーや災害時のボランティアの養成、防災教育の推進、防災意識の普及啓発により、地域住民の防災意識と対応力の向上を図ります。
- ・福祉避難所の機能強化や避難所運営マニュアルの作成、地域の自主防災活動への支援により、避難所の運営体制の強化と地域の防災力の向上を図ります。

★は重点



災害時要援護者支援の取り組み

大きな災害が発生したときは、行政による支援が間に合いません。いざというときに頼りになるのは、町内会などの地域の方々や、隣近所をはじめとした住民同士の助けあいです。

本市では、平成24年度より、災害時に安否確認や避難支援といった地域の支援を必要とする方々に「災害時要援護者」として事前に登録の申込をしていただき、その情報を町内会などの地域団体に提供する「災害時要援護者情報登録制度」を実施しています。

(令和3年3月現在の登録者数：約11,150名)

災害時に支援を円滑に行うためには、日頃から地域の中で住民同士が顔の見える関係をつくりながら、災害時の対応をイメージして地域ごとの支援のルールづくりを進めていくことが大切です。



▲災害時要援護者支援に関する手引き、事例集

基本的方向 3

多機関の協働による、相談を受けとめ寄り添い続ける支援の推進

関連事業は 68 ～ 73 頁



<考え方>

- 本人や世帯の抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応するためには、個々の状況に応じた柔軟かつ継続的な対応が必要です。
- 本人を中心として寄り添う意識を持ちながら、地域住民等による緩やかな見守り活動等と、専門職による具体的な支援をともに充実させていく必要があります。
- 地域住民や相談機関、医療機関、福祉関係者など多職種や多機関がつながり、連携を強化しながらそれぞれの支援力を高め、さらに支援の“輪”を広げながら支援機能全体を高めていくことが必要です。

施策の方向

(1) 日頃の見守り活動の促進

■現状や課題

- ・個人や世帯に関する課題が深刻化する前に、日頃からの見守り活動等により早期に課題を把握することが必要。
- ・特定の支援者が一人だけで抱え込むことがないよう、地域の福祉関係団体などが一緒に支援することが必要。
- ・本人や世帯の状況の変化に柔軟かつ継続的に対応するためには、公的サービスだけでは十分でなく、地域の力が必要。



■方向性

- 地域における見守り活動等を通じ、支援が必要な事案の早期発見や早期対応を進めるとともに、継続した支援の取り組みの充実を図ります。

(主な取り組み)

- ★民生委員児童委員による見守り活動を充実していくため、活動しやすい仕組みづくりを進めます。
- ・地域団体、ボランティア団体、企業等、地域の多様な主体による見守り活動等を促進するため、情報提供や連携体制の強化等による支援を行います。

★は重点

(2) 身近な相談機能の充実

■現状や課題

- ・地域の身近な相談機関等で世帯の相談を受け止めて対応し、そこでの対応が難しい場合は、適切な関係機関につなぎ、連携していくことが必要。
- ・支援につながりにくい人を把握し、支援する仕組みが必要。
- ・さまざまな事情に柔軟に対応できる相談機能の充実が必要。



■方向性

- 地域の身近な相談場所、相談機関等において、相談者の課題を幅広く受け止め、支援する機能の充実を図ります。
- 関係機関や地域の支援者等とのネットワークから支援が必要な方を把握し、支援を届けるアウトリーチ支援の推進を図ります。

(主な取り組み)

- ★ CSW が各専門機関と協働で、地域の会議やサロン活動等へ出向き、地域のさまざまな相談を受けとめながら課題の把握を進め、関係機関と連携して必要な支援へのつなぎや伴走型の支援を行います。
- ・高齢者や障害のある方、子ども・子育て家庭、生活困窮者、刑務所出所者、DV・性暴力被害、いじめに関する悩み等、各分野の相談機関における相談支援機能の充実を図るとともに、必要に応じて適切な支援につなぐ仕組みづくりに取り組みます。

★は重点



民生委員児童委員の活動について

民生委員児童委員は、地域の身近な相談相手として、高齢者や子育て家庭など、援助を必要とする方への見守りや相談助言を行ったり、支援が必要な方を行政や専門機関につないだりしています。民生委員法に基づく地方公務員で守秘義務があり、相談内容の秘密は守られます。

市全体で1,547名（令和3年3月現在）が委嘱され、地域住民や関係機関・団体と連携、協力しながら、誰もが安心して生活できる地域づくりのために日々活動しています。



▲民生委員が高齢者等の自宅を訪問する様子



コミュニティソーシャルワーカー (CSW) について

本市のCSWは市社会福祉協議会5区1支部事務所の職員が担っています。誰もが暮らしやすい地域づくりのために、地域住民の想いを受けとめながら、地域のみなさんや関係機関等と一緒に活動を進めています。

具体的には地域の新たな取り組みや担い手の育成に関すること、地域活動に関することを幅広くサポートしたり、暮らしの困りごとの相談を受け止め、必要な支援につないだりするなど、地域の支えあい・助けあい活動の充実を図っています。



▲CSWが福祉委員に研修をする様子

活動事例

民生委員
児童委員

CSWによる高齢者の相談をきっかけとした見守り支援

「近隣の高齢者の行動に心配な点がある。感情の波があり、声をかけづらい。サービス利用の状況もわからず、どうすればよいのかわからない。」

支援の内容

CSWが地域包括支援センターと状況の確認をしたところ、親族からの支援が見込めない認知症の初期症状と思われる方だったことから、関係者による会議を開催することにしました。

会議の席では、地区社協、民生委員児童委員、町内会、行政等が集まり、本人の状況やそれぞれができることについて情報を共有しました。

支援の結果

本人への理解が深まることで見守り体制ができ、また専門機関が関わり、緊急時の対応などが確認できたことで、近隣住民や地域の支援者の不安が解消されました。

さらに住民の皆さんが、この事例を地域の問題として受け止め、本人への関わり方の見直しや住民対象の研修会開催の検討につながりました。

▲社協だよりせんだい（令和元年8月1日発行）をもとに作成

(3) 複合的な課題にチームで対応するための仕組みづくり

■現状や課題

- ・対応するケースが複雑化、複合化している。複合的な課題を抱えているケースは地域とのつながりが薄い世帯が多く、支援を受けることに拒否的な場合もある。
- ・支援者間での情報共有において個人情報の取り扱いが難しい。
- ・本人の状況や状態の変化により支援機関が変わる場合などに、支援が途切れないように、関係機関をつなぐ役割が必要。
- ・分野を超えた連携を進めていくため、他の相談機関の事業や制度を学ぶ機会、他の相談機関へのつなぎ方、分野横断の取り組みを推進する組織のあり方などを検討する必要がある。

■方向性

○多職種・多機関による支援ネットワークの充実と、多機関の協働による包括的な支援体制の構築に向けた取り組みを進めます。

(主な取り組み)

- ★各分野で進めている相談支援や地域づくりに関する取り組みを連携させながら総合的に推進していくためのあり方について、現状を分析しながら保健福祉センターをはじめとした庁内関係課や関係機関等との協議を進め、検討していきます。
- ・複雑なケースや制度の狭間のケースへの対応を強化するため、各相談支援機関と連携した支援体制の充実を図ります。
- ・地域の支援者と関係機関、行政との支援のネットワークづくりを進めるため、事例検討や研修会等により、困難なケースへの支援のあり方の検討を進めます。

★は重点

(4) 多様化するニーズに対応する福祉サービスの充実

■現状や課題

- ・既存の取り組みをうまく活かしながら、新たな課題に対応していくことが必要。
- ・福祉サービスや福祉に関する相談先がわかりづらいという声があるため、デジタル化への対応が難しい方等へも配慮しながら、さまざまな媒体を用いて福祉に関する情報の発信を強化する必要がある。
- ・社会福祉法人による「地域における公益的な取組」を推進する必要がある。



■方向性

- 福祉サービスを必要とする市民が利用・選択しやすいよう、情報提供や相談体制の充実を図るとともに、デジタル化推進に向けた検討を行います。
- 福祉の専門人材育成の取り組みを推進します。
- 市民ニーズを把握しながら、さまざまな福祉サービスの基盤の整備を進めます。

(主な取り組み)

- ・福祉に関する各種情報提供の充実やさまざまな媒体による情報発信を検討します。
- ・社会福祉法人による「地域における公益的な取組」を推進するための指導助言をし、福祉サービスの充実を図ります。
- ・社会福祉従事者の人材確保や育成の取り組みを進めます。